

文京学院大学専門職大学院福祉医療マネジメント研究科
教育課程連携協議会規程

(趣 旨)

第1条 本規程は、文京学院大学専門職大学院福祉医療マネジメント研究科（以下、「本大学院」という。）が、専門職大学院学則第2条の3により設置する教育課程連携協議会（以下、「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 協議会の構成員は、次の各号に掲げるものを委員とし、5名以上を定数とする。

- (1) 学長もしくは研究科委員長が指名する本学教職員 1名以上
- (2) 本大学院の専攻に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者 2名以上
- (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者 1名
- (4) 本法人の教職員以外の者であって、学長もしくは研究科委員長が必要と認める者 1名

2 前項第2号から第4号の構成員は学長が委嘱する。

3 協議会に議長を置く。議長は、本条第1項第1号に定める委員から選出する。

(任 期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 本人もしくは学長・研究科委員長の判断により任期途中で交代をする場合がある。

3 任期途中で構成員が交代する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、定数を満たしている場合は、後任を指名もしくは委嘱しない場合もある。

(審議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長及び研究科委員長に意見を述べるものとする。

- (1) 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(招 集)

第5条 協議会は議長が招集する。

2 協議会は、年に1回以上開催するものとする。

(手 当)

第6条 第2条第1項第2号から第4号に掲げる構成員については、次のとおり手当を支払う。

協議会1回の出席につき10,000円（交通費を含む）

(庶 務)

第7条 協議会の事務は、大学院事務局が行う。

(改 正)

第8条 本規程の改正は、研究科委員会及び大学運営会議の議を経て理事会が決定するものとする。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。